

柳津町防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が設置する防犯カメラ等の設置及び運用の適正化を図るために必要な事項を定めることにより、安全で安心な町民生活を実現するとともに、犯罪発生を抑止、防災並びに個人のプライバシーその他個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ等 犯罪発生を抑止、町民等の安全確認及び車両通行量、各施設利用者数調査等による統計分析を目的として設置する防犯カメラ及び、防災の観点から設置する河川水位観測用定点カメラであって、特定の場所に継続的に設置され、かつ、映像表示装置及び録画装置を備えるものをいう。

(2) 個人情報映像 防犯カメラ等により記録された映像のうち、当該映像から特定の個人を識別できるものをいう。

(プライバシーの保護等)

第3条 町長は、町が設置する防犯カメラ等及び個人情報映像が個人のプライバシーに関する情報であることに常に配慮し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び柳津町個人情報保護条例（平成13年条例第17号）に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 防犯カメラ等を取り扱う職員又は職員であった者は、防犯カメラ等の映像から知り得た町民等の情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(防犯カメラ等の設置)

第4条 町長は、設置目的の達成と個人のプライバシー保護との調和を図り、撮影区域を適切な範囲とするよう防犯カメラ等を設置するものとする。

2 防犯カメラ等を設置するときは、撮影区域内の見えやすい場所に防犯カメラ等を設置している旨を表示しなければならない。

(管理責任者等)

第5条 町長は、防犯カメラ等の適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラ等の管理を担当する所属の長をもって充てる。

3 管理責任者は、防犯カメラ等の個人情報映像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他映像の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 管理責任者は、前項の事務の適正化を図るため、所属職員のうちから防犯カメラ等の運用に関する取扱者（以下「防犯カメラ等取扱者」という。）を指定しなければならない。

5 防犯カメラ等取扱者は、管理責任者の指揮監督の下に、防犯カメラ等の運用に関する事務を行う。

6 防犯カメラは、管理責任者又は防犯カメラ等取扱者以外の者は、防犯カメラ等、映像表示機器及び録画機器の操作及び画像の閲覧を行うことができない。ただし、統計分析等の業務遂行のために閲覧が必要な場合は、当該業務を担当する職員が、管理責任者の許可を得て防犯カメラ等取扱者の操作のもと閲覧できるものとする。

7 河川水位観測用定点カメラは、管理責任者、防犯カメラ等取扱者及び防災に係る個人・団体が特定のパスワード使用により閲覧を行うことができる。ただし、機器等の操作に関しては前項と同様とする。

8 前項におけるパスワードの管理に関しては、容易に類推できるもの設定をさげ、かつ第

三者に漏えいしないよう適切な処置を行うものとする。

(映像表示装置及び録画装置の設置場所)

第6条 映像表示装置及び録画装置は、旋錠でき、かつ適切に管理できる場所に設置しなければならない。

(個人情報映像の保存等)

第7条 個人情報映像を保存する場合、当該映像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存しなければならない。

2 防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報映像を複製してはならない。

3 管理責任者の許可なく、個人情報映像を記録した記録媒体を映像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。

4 個人情報映像の保存期間は、30日間とする。ただし、特に必要と認める場合は、保存期間を別に定めることができる。

5 保存期間が経過した個人情報映像の消去は、新たな画像を上書きする方法等により当該画像を復元できないよう適切な処分を行うこと。

(個人情報映像の利用及び提供の制限)

第8条 管理責任者は、法令等に基づく場合を除き、個人情報映像を利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は外部の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、本人又は第三者の権利又は利益を不当に侵害するおそれがないことが明らかなきときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1) 個人情報映像から識別できる特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるとき。

(3) 町以外の国又は他の地方公共団体に提供する場合であって、これらの機関等の所掌事務の遂行に必要不可欠であり、かつ、当該個人情報映像を利用することに相当の理由があると認められるとき。

(委託等に伴う措置)

第9条 町長は、防犯カメラ等の設置及び管理を委託することができる。

2 前項の委託をするに当たっては、個人情報映像の保護のため、契約書等に受託者が遵守すべき事項を明記する等必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、防犯カメラ等による特定の個人を識別できる映像の取扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理しなければならない。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。